

## 名古屋地方裁判所委員会（第16回）議事概要

### 1 日時

平成23年9月13日（火）午後1時30分から午後4時45分まで

### 2 場所

名古屋簡易裁判所別館会議室

### 3 出席者

（委員） 榎田勝利，岡田美津男，景山ゆみ子，糟谷則子，熊澤香代子，  
鈴木和幸，尋木佐一，長谷川誠，藤原淳子，織田幸二，北村篤，  
片山俊雄，徳永幸藏

（説明者） 永野庄彦（民事第2部部総括判事），中川高志（民事首席書記官），  
荒川正光（民事第2部保全係主任書記官）

（事務担当者）藤田雄二（事務局長），原田 明（総務課長），三谷明史（総務課課長補佐），梅村拓也（総務課庶務第一係長）

### 4 協議テーマ

配偶者暴力に関する保護命令申立手続（DV手続）について

### 5 議事

- (1) 委員交代，新委員あいさつ
- (2) DVD「配偶者からの暴力の根絶をめざして」（内閣府作成）視聴
- (3) DV防止法についての概要説明
- (4) 保護命令までの手続の流れについての説明
- (5) 庁舎（裁判所関連施設）案内・説明  
案内した施設は，受付相談窓口，審尋室
- (6) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (7) 次回開催日及びテーマ決定

ア 平成24年2月29日（水）午後1時30分

イ 裁判員制度について

(別紙)

### 協議テーマに関する意見交換

( : 委員 , : 委員長 , : 説明者 )

DV防止法の保護命令の原因となる暴力に対しては、刑事上の手続が別途とられることになるのか。

正確なデータを持っている訳ではないが、保護命令の申立手続と刑事手続が並行している例は稀ではないかと思う。

実際に暴力を受けていることが保護命令の前提であるのに、刑事手続がとられないのはおかしいのではないか。

被害者に処罰してほしいという意思がなければ刑事手続をとることは難しい。申立人にそこまでの処罰感情がないことも多いのではないかと思われる。

保護命令の申立てをすると、相手方はどの程度の情報を知ることになるのか。

相手方に対しては、裁判所から申立書の副本が送付されることになるので、そこに書かれている情報は知ることができる。したがって、申立書に避難先の住所を記載している申立人には、注意を促し、削除した方がよい旨をアドバイスすることがある。また、当庁では、申立人に対し、裁判所における事件進行の参考とするために「質問票」を交付し、申立てに関する事情等を記載してもらっているが、これは発令の基礎とはなるものではなく、これを相手方に送付しなくても不利益にはならないことから、相手方には送付していない。

DVの態様として、拳を振り上げ、顔面の直前で止めるといった事例を聞いたことがあるが、実際に、身体に怪我をしていないと申立てはできないのか。

実際に怪我をしていなくても、相手方から生命等に対する脅迫を受けたことに加え、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合であれば、保護命令が発令される。

申立人が外国人であった場合における申立て時の対応について伺いたい。

言語の点で援助してくれる人や代理人弁護士がいれば、当然のことながら申立手続はできる。問題は相手方が外国人の場合である。言語の点で援助してくれる人がいない場合は、通訳人の選任が必要となり、その費用は敗訴当事者の負担となる。

申立人の具体的な避難先や、申立代理人が関与している割合について、統計はないか。また、相手方に対する保護命令の送達はスムーズに行われているのか。

いずれも統計はないが、避難先についてはシェルターであれば民間のものが多いのではないかとと思われる。申立代理人については年々割合が高くなっているようには感じる。申立てがあった事件の半数程度には代理人がついているのではないかと思う。相手方への保護命令の送達は、当裁判所では相手方審尋の後、直ちに発令手続を行い、直接本人に交付送達する扱いを原則としているため、不便を感じたことはあまりない。昨年度において、送達に1か月程要した事件があったが、送達が遅れたことによって実務上の支障が生じた例はほとんどない。

2009年7月27日付けの朝日新聞に「保護命令の発令数には最大7倍の地域差があり、裁判官の認識や支援態勢に開きがある」という内容の記事が掲載されていた。それによると、人口10万人当たりの発令数を都道府県別にみると愛知県は第44位である。そのことについてどうこう言うつもりはないが、発令要件としての「生命身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」についての裁判官の捉え方が大きく左右しているのではないかと思う。

また、DVの問題は、裁判所、行政、警察、民間団体との協働関係ができていないとうまく解決できないのではないかと思う。裁判所は、保護命令の申立てがあったものを判断するだけといわれると少し寂しい気がする。直ちに保護命令の対象とならないケースにおいても、民間団体への紹介や情報伝達のルートを用意し、紹介するという対応をしていただく必要があると思う。

発令件数は基本的に申立件数に比例しているが、申立件数は都道府県によって著しい差がある。最高裁判所が発表しているDV防止法が施行されてから平成22年12月までの統計をみると、愛知県は人口比で申立件数が少ない都道府県の下から数えて3番目であるという状況である。

これに対し、保護命令の申立てに対する却下率に著しい地域差はないので、愛知県において発令数が少ないのは、単純に申立件数が少ないことによるものではないかと思われる。

保護命令による保護以外の対応措置については、名古屋市在住の方には「名古屋市配偶者暴力相談支援センター」、名古屋市以外の愛知県在住の方には「愛知県女性相談センター」といった行政機関をそれぞれ紹介している。

申立件数が少ない原因は何か。

警察やセンターへの相談件数も減少していると聞いているが、今年に入って、裁判所への申立件数も減少している。それがどういう理由によるかは裁判所では分析できかねている。

名古屋市男女平等参画推進センターとしても、申立件数が減少している理由はよくわからない。センターの相談担当者が被害者と話をして感じるのは、DVの情報がネットを含めたいろいろな場所で取れるようになり、加害者も被害者に対し、身体への暴力を振るうとまずいことになるということがわかってきて、直接的な暴力は振るわなくしているようで、より巧妙な形でのDVになっているという印象がある。

裁判官は、保護命令の発令の際に相手方に対して、なんらかの説諭を行うことはあるのか。DV防止法は被害者保護のための法律であるが、加害者の更生に結びつく場面は、相手方の審尋の場しかないため、そういった場で教育的な場面があるのか。

相手方の中には、被害者への暴力を認める者もいれば一切否定する者もいる。否定している相手方には、説諭しようがないが、暴力を認めている相手方には、裁判所まで来て自分が大変なことをしたと感じている人も多いため、

ある程度の説諭は行っている。

先ほど言ったとおり、愛知県は他の都道府県と比べて申立件数が少ないという実態があり、ある意味十分活用されていないという面があるかもしれない。活用していただくために工夫や提案はないか。

保護命令の申立てが減っているとのことであるが、被害を受けているが、この制度を知らないので相談できない人も大勢いるのではないかと思う。そういった状況を踏まえて、心療内科にもリーフレットを置くなど、医療機関とのネットワークをより広げてもらえると、少しでも救われる人が増えると思うので是非お願いしたい。

発令後の自立支援などについて、裁判所や支援センターで統計など情報はないか。

発令後どうなったのかという追跡データは、裁判所では持ち合わせていない。

名古屋市男女平等参画推進センターでも、どう自立していったかという追跡データはない。

いろいろな行政サービスも自立支援までは行っているが、本当に自立しているのかが重要である。当面の危機を保護するのは当然のことなので、その後の暮らしが成り立っているかを分析し、成果を公表していけば、相談や申立ても増えるのではないかと思う。

保護命令申立書の書式を見せてもらったが、ボリュームがあってこれに全部記入して、裁判所に提出するのも大変だなという印象がある。もう少し量を減らすことはできないのか。また、裁判所のホームページ等で書式をダウンロードできるのか。

この書式は名古屋地裁管内で使用されているものである。大半がチェック式であり、具体的な事実を記載する箇所は限定的であるが、ご指摘のとおり、それなりの分量はあり、決して負担が軽いとはいえないので、さらに簡素化できないかという点については、引き続き検討させていただきたい。た

だ、保護命令の法律の要件は同じなので、書式を準備しているところでは、どこの裁判所でも同じようなものになっているのではないかと思う。また、申立書の書式については、裁判所や配偶者暴力相談支援センターなどで、ある程度の実情を伺いながらお渡しするという取扱いとなっているため、裁判所ホームページには掲載していない。

広報活動という観点から、こんなことをやったらどうかということはないか。

例えば、裁判員制度の場合では、広報用のDVDを視聴することで、その理解が深まったという例があった。さきほど視聴したDVDなどが、啓発・広報の媒体としては有効ではないかと思う。インターネットでいつでも見られるという形でもいいと思う。

予算の関係もあり、なかなか難しいところもあるが、裁判所の種々の役割を紹介したDVDができれば、より国民に分かりやすい情報提供となると思う。